

令和2年5月22日
芦屋市新型コロナウイルス感染症対策本部
令和5年1月1日改定
(1月1日適用)

芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン

このガイドラインは、国の「基本的対処方針」等を踏まえ、市の施設における感染拡大防止を図るための基本的事項を示したもので、各施設においては、本ガイドライン及び関係するガイドライン等に基づいて、感染の拡大防止に取り組んでください。

1 利用者に実施していただく事項

(1) 利用の自粛

自宅で検温し、発熱（37℃以上）または咳・咽頭痛その他の感冒様症状を呈しているときは利用を控えてください。

(2) 利用定員数の縮小

各室に定められた利用定員数での利用が可能ですが、ただし、大声を出すとき（※）は、利用定員数の1／2までのご利用となります。

※考え方は次のとおりとします。

■ 「大声」

…利用者等が、反復・継続的に通常よりも大きな声量で声を発すること（合唱やコーラス、カラオケ、詩吟、民謡、吹奏楽器の演奏、呼気が激しくなる運動（例：卓球、ダンスなど）を含みます）

■ 「大声を出さないとき」

…「大声」が発生しないための必要な対策（大声を出す者への個別注意・退場措置を行うことの事前周知や、その実施等）を十分に施している場合

■ 「大声を出すとき」

…「大声を出さないとき」に該当しない場合

(3) 利用時間の短縮

時短要請は解除となりました。

(4) マスクの着用

ア マスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）については、着用をお願いする場合とそうでない場合がありますので、常時ご持参いただき、場面に応じた適切な対応（下記参照）をお願いします。

【場面に応じたマスクの着用について】

		会話をを行う	会話をほとんど行わない
身体的距離 (2m以上を目安) が確保できる	屋内 (※1)	着用を推奨 十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可(※2)	着用の必要なし 図書館での読書、芸術鑑賞等
	屋外	着用の必要なし 公園での散歩、ランニング、サイクリング等	着用の必要なし 公園での散歩、ランニング、サイクリング等
身体的距離が 確保できない	屋内 (※1)	着用を推奨 休憩室等 限定スペースでの会話等	着用を推奨 通勤電車、人混みの中等
	屋外	着用を推奨 屋外イベントでの近距離の会話等	着用の必要なし 徒歩での通勤など 屋外で人とすれ違うような場合

「着用の必要なし」の場面のうち、高齢者と会うときや病院に行く際など、ハイリスク者と接する場合にはマスク着用を推奨

※1 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下鉄、公共交通機関の中など

※2 換気および距離が保たれた会議等で発言しない場合、着用の必要なし

注：図書館での読書や芸術鑑賞等の「会話をほとんど行わない」に例示されている場合であっても、施設の利用状況等の実態を踏まえ、「会話をを行う」利用として取り扱うことは考えられます。

イ マスクの着用をお願いしない場合においても、咳・くしゃみのエチケットの徹底にご協力ください。

ウ 主催者（代表者）は、参加者がマスクを忘れた場合に備えて、マスクを準備するようにしてください。

(5) 手洗い、手指消毒

ア 施設や部屋の入り口においてアルコール等による手指消毒を行ってください。

イ 上記に加え、各自でこまめな手洗い・手指消毒（手洗いは30秒程度、石鹼・消毒薬の利用）を実施し、感染防止対策に努めてください。

(6) 対人距離の確保

受付に並ぶとき、座席に座るとき、活動するときなどで、大声を出さないとき（※）は、少なくとも、人と人が接触しない程度の距離を確保してください。

それ以外の場合は、身体的距離（できるだけ2メートル、最低1メートル）を確保してください。但し、参加者同士又は参加者と鑑賞者が対面となる場合は、2メートル以上の確保に努めてください。

※考え方は次のとおりとします。

■ 「大声」

…利用者等が、反復・継続的に通常よりも大きな声量で声を発すること（合唱やコーラス、カラオケ、詩吟、民謡、吹奏楽器の演奏、呼気が激しくなる運動（例：卓球、ダンスなど）を含みます）

■ 「大声を出さないとき」

…「大声」が発生しないための必要な対策（大声を出す者への個別注意・退場措置を行うことの事前周知や、その実施等）を十分に施している場合

■ 「大声を出すとき」

…「大声を出さないとき」に該当しない場合

(7) トイレの利用

飛沫を防止するため、トイレの蓋を閉めて汚物等を流してください。

(8) 休憩スペース

大声を出さないとき（※）は、人と人が接觸しない程度の距離を確保してください。

それ以外の場合は、身体的距離（できるだけ2メートル、最低1メートル）を確保してください。

また、真正面での飲食や会話をしないようにしてください。

※考え方は次のとおりとします。

■ 「大声」

…利用者等が、反復・継続的に通常よりも大きな声量で声を発すること（合唱やコーラス、カラオケ、詩吟、民謡、吹奏楽器の演奏、呼気が激しくなる運動（例：卓球、ダンスなど）を含みます）

■ 「大声を出さないとき」

…「大声」が発生しないための必要な対策（大声を出す者への個別注意・退場措置を行うことの事前周知や、その実施等）を十分に施している場合

■ 「大声を出すとき」

…「大声を出さないとき」に該当しない場合

(9) 施設使用中の継続的な換気

機械換気による常時換気又は窓開け換気を実施してください。

(10) 消毒

利用した部屋の椅子・テーブル等の備品やドアノブなど人が触れる部分については、使用状況に応じて、利用後に消毒を行ってください。

(11) ゴミの廃棄

ア 使用済みのマスクは持ち帰ってください。

イ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れ密閉して廃棄してください。

(12) その他の留意事項

ア 飲食を行う場合の留意点

前記の事項に加え、以下の点に留意してください。

(ア) 飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等）の徹底や、マスクを外して会話をを行う者への個別注意等、適切な対策を行ってください。

(イ) 大皿は避けて料理を個々に分け、他者と共有することのないようにしてください。

(ウ) 座席の配置は十分に距離をとり、対面とならないようにしてください。

(エ) 飲酒は認められません。

イ 備品の共用等

(ア) 備品等を飛沫がかかる状態で共用することは避けてください。

(イ) 備品等を共用する場合は、使用後に、当該備品等や各自の手指の消毒を適切に行う等、接触感染対策を行ってください。

ウ イベントで感染者が発生した際の、参加者への注意喚起等

イベントの規模に応じて、後掲する3(1)・3(2)による必要な対応を行うようにしてください。

エ その他

本ガイドラインに規定がない事項については、国や県のガイドライン等に基づいて対応を行ってください。

※なお、社会体育施設については、独自のガイドラインにより判断する。

※「兵庫県新型コロナ追跡システム」は、令和4年3月31日をもってシステムの運用が終了しました。

※国の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）は、令和4年11月より機能を停止します（厚生労働省の運用による）。

2 施設管理者において実施する事項

施設管理者は、利用者の利用内容を確認し、収容率や人数の制限、その他必要な対策の実施に留意してください。

(1) 施設利用の注意点の明示

ホームページ及び施設の入り口などに、施設利用の注意点を明示するようにしてください。

(2) 利用時間の短縮

時短要請は解除となりました。

(3) マスク着用の周知・確認等

- ア マスクを持参して来場するよう周知する。
- イ 参加者がマスクを忘れた場合に備えて主催者側でマスクを準備するとともに、場面に応じた適切な着用を行うことについて注意喚起を行う。
- ウ 咳・くしゃみのエチケットの徹底についても注意喚起を行う。

(4) 手指消毒剤の設置及び周知

- ア 入口付近にアルコール消毒液等を配置するとともに、こまめな手洗いや手指消毒（手洗いは30秒程度、石鹼・消毒薬の利用）を呼びかける。
- イ 各室内（会議室・集会室等）にもアルコール消毒液等を配置するよう努める。
- ウ 飛沫がかかる状態での備品等の共用を避けるように周知する。
- エ 備品等を共用する場合は、使用後に、使用後に当該備品等や各自の手指消毒を適切に行うことを周知する。

(5) 来場者の体調の確認

- ア 自宅で検温をしていただき、37℃以上の発熱がある場合は入館又は入場をお断りする場合があることを周知する。
- イ 検温していない来場者には検温を実施し、37℃以上の発熱がある場合は、本人に体調等を確認のうえ、場合によっては入館又は入場をお断りする。

(6) 利用定員の縮小・対人距離の確保

- ア 利用内容に応じた利用定員数の縮小（1(2)参照）について周知する。
- イ 施設内（休憩スペース等を含む）において、対人距離を確保すること（1(6)参照）や、座席の配置等を参加者同士が対面にならないように配慮することについて周知する。
- ウ 混雑するときは、身体的距離（できるだけ2メートル、最低1メートル）を確保して整列を促す。

(7) 窓口での感染防止策

対面する窓口では、必要に応じて、パーテーション等（換気を妨げない方法とする）による飛沫感染防止対策を行う。

(8) 換気

- ア 屋内施設については、施設利用者に対して換気の実施（1(9)参照）について周知する。また、休憩スペース等の換気を同様の方法で実施する。

- イ 換気能力を確保するため、換気設備の適切なメンテナンス等に取り組む。
- ウ 換気が困難な場合は利用不可とする。

(9) 施設の消毒等

- ア 不特定多数が接触する場所を中心に、使用頻度に応じてアルコール等で適切に消毒を行う。
- イ 利用者に対して、備品やドアノブなどの人が触れる部分について、利用後に消毒を行うよう努めて頂くことを周知する。
- ウ トイレの蓋を閉めて汚物等を流すよう表示する。

(10) ゴミの廃棄

- ア 使用済みのマスクは持ち帰るよう掲示する。
- イ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して廃棄するよう周知する。
- ウ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。(ゴミの回収を委託している場合は、マスクや手袋は委託事業者に準備してもらう。)

(11) その他の留意事項

- ア 飲食を行う場合の留意点に関する周知
前記 1 (12)アの留意点について周知を行ってください。
- イ 施設内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合
 - (ア) 速やかに別室へ移し、隔離する。
 - (イ) 対応する職員は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じる。
 - (ウ) 必要に応じて救急搬送を要請する。
 - (エ) 主催者（代表者）に対して、イベントの規模に応じて、下記 3 (1)・(2)による必要な対応を行うように求める。
- エ その他
本ガイドラインに規定がない事項については、国や県のガイドライン（業種ごとの感染拡大予防ガイドライン（内閣官房）他）等に基づいて対応を行ってください。
※なお、社会体育施設については、独自のガイドラインにより判断する。
※「兵庫県新型コロナ追跡システム」は、令和4年3月31日をもってシステムの運用が終了しました。
※国の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）は、令和4年11月より機能を停止します（厚生労働省の運用による）。

3 その他

(1) 「感染防止安全計画」の策定等について

参加人数（「一時」の参加人数とする）が5,000人超、かつ収容率50%超・人と人が触れ合わない程度の間隔で開催するイベントについては、県に「感染防止安全計画」を提出してください。

(2) 施設利用時の新型コロナウイルス感染症対策確認シートの保存等

上記(1)への該当有無にかかわらず、主催者（代表者）は「施設利用時の新型コロナウイルス感染症対策確認シート」（別紙。以下「確認シート」とします。）を事前に作成し、利用施設に提出してください。施設管理者は、提出を受けた確認シートについて、イベント終了日から1年間の保管を行ってください。

また、感染拡大の防止を図るため、主催者（代表者）は、不特定の者が参加するイベント等を開催するときは、開催案内に感染対策の内容を記載する等により、参加者への事前周知を図ってください。参加者が特定される場合には、参加者に感染対策の内容を伝えるようにしてください。

(3) イベントで感染者が発生した場合の対応等

イベントで感染者が発生した場合、主催者（代表者）は、参加者への迅速な周知・注意喚起を行ってください。

クラスターの発生や感染防止策の不徹底などの問題が生じた場合には、主催者（代表者）は、速やかに利用施設と保健所に報告してください。

報告を受けた施設管理者は、速やかに市の新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に報告してください。必要な対応が生じた場合には、施設管理者及び利用者は、係る対応を実施してください。

(4) 花火大会・祭りなどの屋外イベントにおける留意事項等

兵庫県ホームページ（「令和4年度 花火大会・祭りなど屋外イベントに求める感染対策の基本的な考え方」）を確認してください。

(5) 市主催イベント・大会等の開催について

本ガイドライン及び関係するガイドライン等に基づく対策を行い、実施してください。

(6) 利用者名簿の作成について

感染拡大防止対策の観点からの利用者名簿の作成は不要とします。

[改定年月日]

令和2年 7月 1日改定	令和3年6月18日改定
令和2年 7月23日改定	（6月21日適用）
令和2年 8月24日改定	令和3年7月9日改定
令和2年 9月19日改定	（7月12日適用）
令和2年12月 1日改定	令和3年7月30日改定
令和3年 1月13日改定 （1月18日適用）	（8月2日適用）
令和3年 2月25日改定	令和3年8月18日改定 （8月20日適用）

令和 3 年 3 月 4 日改定
(3 月 8 日適用)
令和 3 年 4 月 2 日改定
(4 月 5 日適用)
令和 3 年 5 月 10 日改定
(5 月 12 日適用)
令和 3 年 5 月 31 日改定
(6 月 1 日適用)

令和 3 年 9 月 30 日改定
(10 月 1 日適用)
令和 4 年 4 月 1 日改定
(4 月 1 日適用)
令和 4 年 6 月 1 日改定
(6 月 1 日適用)
令和 5 年 1 月 1 日改定
(1 月 1 日適用)